

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県久留米市太郎原町1539番地3

名 称 栄光産業株式会社

氏 名 代表取締役 中村 満弘

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長 大 久 保 勉



許 可 番 号	第 1006 号
許 可 の 期 間	令和 2年 4月 1日 ~ 令和 4年 3月31日
事 業 の 範 囲	積替え保管を含まない。 燃やせるごみ、空カン・空ビン及びペットボトル (以上事業系一般廃棄物に限る。)
許 可 の 区 域	久留米市（田主丸町、北野町を除く。）の区域
区 域 を 所 管 す る 事 務 所 の 所 在 地	久留米市太郎原町1539番地3
許 可 の 条 件	1 運搬に当たっては法令を遵守し、車両及び車庫等は常に清潔を保持し、悪臭・汚水等により周辺環境に悪影響を及ぼさないようにすること。 2 許可区域内で収集した一般廃棄物（燃やせるごみ）は、上津クリーンセンター又は宮ノ陣クリーンセンターに搬入すること。 3 許可区域外で収集した廃棄物は、上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターに搬入しないこと。
許 可 の 更 新 又 は 変 更 の 状 況	令和 2年 4月 1日 更新許可